

# 千葉市

## 中央区障害者基幹相談支援センター

### 令和 2 年度事業報告書

委託名： 中央区障害者基幹相談支援センター運営業務委託  
受注者： 社会福祉法人りべるたす  
履行場所： 千葉市中央区長洲 2 丁目 13 番 4 号 101 号室  
履行期間： 令和2年10月1日～令和3年3月31日

## 千葉市中央区障害者基幹相談支援センター 令和2年度事業報告

令和2年10月より、千葉市各区で障害者基幹相談支援センターが設置され、試行錯誤しながら半期の運営を行ってまいりました。まだ、中央区の住民や関係機関に対して存在を周知しきれていないことと、職員の経験不足が否めない点もあり、地域に役立つ存在となりきれていない状況ではございます。令和3年度以降も改善を重ねながら運営を行ってまいりたいと思いますので、ご指導をいただければ幸いです。

本報告書では、相談実績及び相談内容を分析し、中央区の障害者に関する相談の傾向等を把握することを目指しています。今回は、初年度の半期ということもあり、記録等も迷いながら行っている点もあり、十分に傾向を把握できたとはいえませんが、半期の結果をまずはお伝えしていきたいと思っております。

本センターとしては、個別支援(ミクロレベル)と地域や関係機関への働きかけ(メゾレベル・マクロレベル)を並行して行うことを目標にしておりますが、まだまだ至らない点もございます。本報告書で活動内容等をお示しさせていただきますので、多くの方にお読みいただきご意見を賜れば幸いです。

令和3年4月

千葉市中央区障害者基幹相談支援センター

所長 伊藤佳世子

## 中央区障害者基幹相談支援センターのおもい values

### ◇ 理念

私たちは、千葉市の誰もが「自分らしく」生きられることを目指します。

### ◇ 行動指針

#### 1 ワンストップで受ける。

中央区在住の障害のある方やその関係者を中心に相談支援をきめ細やかに行う。障害種別に関わらず、総合的かつ専門的な相談支援を24時間担える体制をつくる。土日や夜間でないと相談が難しい方のため、メール、FAX、SNS等で広く相談を受け付ける仕組みを構築する。他の専門機関につなぐ必要がある相談であっても、まずは受け止め、ニーズ把握を行った上で確実につなぐ支援を行う。

#### 2 孤独な相談を中央区からなくす。

区内特定相談や障害児相談、一般相談事業者等が担当している個別の困難ケースについては、共に相談支援を行い、特定の事業所、職員が抱え込まない相談支援体制を構築することで、多くの知見を結集し課題解決を行う仕組みをつくる。公開事例検討会を行い、地域全体で課題の発見や共有、解決をする習慣をつけられるようにする。また、地域の相談支援事業所の質を高めるためのサポートをする。

#### 3 誰も取り残さない。

生活に困難を抱えつつも相談につながらない方の掘り起こしを行う。障害福祉サービスの利用にはつながらない等、例えば、引きこもっていて人との接触がほとんどないようなケースや地域に埋もれがちな8050問題(親が高齢で障害のある子どもの介護が難しくなる等)等の掘り起こしができるよう、日頃から民生委員や社会福祉協議会等との連携を保つこととする。そして、これまで見えにくかった地域課題を明確にできるようにする。また、緊急時に支援が見込めない世帯については、把握し、名簿に登録したうえで、常時の連絡体制を確保し必要な相談等を行う。

#### 4 他機関とのネットワークづくりを行う。

障害者基幹相談支援センターが行う連携は、単なる調整ではなく、関係機関の果たすべき役割を理解し、ケースに応じた適切な役割分担して、行うことである。行政はもとより、フォーマル・インフォーマルの枠を超え高齢系、児童系、司法系、社会福祉協議会、民生委員等のネットワ

ークの充実を図る。市(区)内の多様な会議に参加し、顔の見える関係づくりを行うことから開始し、ともに仕事をする中で、網羅的につながれるネットワークづくりを構築する。

## 5 地域課題の集約と解決方策の提案を図る。

自立支援協議会に情報が集約される仕組みをつくり、中央区の課題の整理を行い解決に向けたアクションが起こせるような体制づくりを目指す。中央区において、現行制度等では解決が図れない相談内容について分析し把握するとともに、その解決方策をフォーマル・インフォーマルの二つの観点で検討する。また、大きな課題については、自立支援協議会を通じて、行政課題とし、障害福祉計画・障害児福祉計画等へ盛り込む等、多様な人々の力を使って解決を図る仕組みをつくる。

## 法人概要

法人名称	社会福祉法人りべるたす(2016年4月1日登記)		
主たる事務所	〒260-0802 千葉市中央区川戸町468番地1		
	電話	043-497-2373	FAX 043-497-2127
理事長	伊藤 佳世子(千葉市)		
理事	堀 智 貴(厚木市) 執行理事 下河原 忠 道(浦安市) 株式会社シルバーウッド代表取締役 高 木 憲 司(船橋市) 和洋女子大学准教授 川 畑 善 智(東京都) 株式会社パムックス代表取締役 竹 嶋 信 洋(千葉市) 株式会社ベストサポート代表取締役 池 田 敏 子(千葉市) 事務局長		
評 議 員	武 石 直 人(千葉市) NPO法人外国人介護人材研究所理事長 濱 上 賢 一(千葉市) 21地区自治会連絡協議会顧問 関 口 幸 一(袖ヶ浦市) NPO法人ぽぴあ代表 安 形 典 子(柏市) 患者家族 佐久間 水 月(千葉市) 弁護士 栗 田 健(東京都) 社会福祉法人日の基福社会理事 喜 本 由美子(船橋市) NPO法人ラフト代表 林 晃 弘(白井市) 社会福祉法人フラット理事長		
監 事	柳 町 和 巳(船橋市) 税理士法人スタート代表 桑 本 博(船橋市) 行政書士		
事業の種類	1. 第二種社会福祉事業 (イ)障害福祉サービス事業の経営 (ロ)特定相談支援事業の経営 (ハ)一般相談支援事業の経営 (ニ)障害児相談支援事業の経営 (ホ)移動支援事業の経営 (ヘ)老人居宅介護等事業の経営 2. 公益を目的とする事業 (1)研修事業 (2)診療所の経営 (3)社会福祉に関する調査研究事業 (4)福祉用具貸与・販売 (5)住宅改修 (6)居宅介護支援事業		

---

所 轄 庁 千 葉 市

---

## 中央区障害者基幹相談支援センター概要

事業名称 中央区障害者基幹相談支援センター

管理者 伊藤 佳世子

所在地 〒260-0854 千葉市中央区長洲2丁目13番4号101号室

電話 043-445-7733 FAX 043-445-7785

事業開始日 令和2(2020)年10月1日 令和2年8月～9月は引継ぎ期間

事業の種類 受託内容

(ア)一般的な相談支援の実施

- ① 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ② 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)
- ③ セルフプランの作成支援
- ④ 社会生活力を高めるための支援
- ⑤ ピアカウンセリング
- ⑥ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑦ 専門機関の紹介 等

(イ)総合的・専門的な相談支援の実施

- ① 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(ウ)地域の相談支援体制の強化の取組

- ① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)
- ③ 地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)
- ④ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- ⑤ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

(エ)地域移行・地域定着の促進の取組

- ① 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(オ)地域自立支援協議会の運営(詳細は別紙のとおり)

- ① 各区のセンター輪番による運営事務局会議の運営
- ② 各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営

(カ)権利擁護・虐待の防止

- ① 成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援
- ② 障害者等に対する虐待を防止するための取組

(キ)障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信



## 運営方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)第77条の2に規定する「基幹相談支援センター」として、国の地域生活支援事業実施要綱に規定する各業務を行う。業務の遂行においては、下記運営方針に従うものとする。

### 1 総合的・専門的な相談支援の実施

様々な方々をワンストップで受け止めるためには、障害特性や支援方法を、基本的な知識として有することは必要であるため、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等、高齢障害者、医療的ケアを必要とする方、触法障害者、生活困窮者、生活保護受給者等の相談支援に経験のある社会福祉士等の有国家資格者や児童、難病、知的障害、強度行動障害等に関連した研修の修了者を配置し、各種ニーズに対して適切に対応する。一方でアセスメント方法や相談援助、社会資源の創出等は、ソーシャルワークをベースとしており、障害種別にこだわらず運営する。

センターを基盤とし、ハブになり各関係機関と連携し、中央区全体で各種ニーズに対応する体制を構築していく。災害時等はSOSを出せない方がいることを想定し、区と連携し要支援名簿に基づき、訪問での支援を一件一件行う体制をつくる。

### 2 地域の横断的支援体制の強化の取り組み

中央区の地域課題として、医療的ケアを必要とする方や強度行動障害のある方、触法障害者等の行き場がなく、本人・家族等が生活に困難を抱えていることがある。他にも、重度障害者の就労の促進ができていないことや社会資源の偏在があること等が挙げられる。また、8050問題や高齢障害者や親亡き後問題等、引きこもり等複雑化した障害福祉のみでは解決しにくい課題がある。そのような地域課題を自立支援協議会の場も活用し、解決すべき地域課題を明確化し、障害福祉計画等に反映させるための下地を市(区)と連携しながらつくる。障害者基幹相談支援センターとしては、相談支援や福祉サービスにつながらない人たちの実態を把握し、ニーズは何か、どう対応するか等について、相談につながらない人の居場所づくりなどを中央区社会福祉協議会や民生委員とのつながりをもちつつ、インフォーマルなことから始めていく。

### 3 地域移行・地域定着の促進の取り組み

地域移行するための体験の場の提供について、当法人においても可能であるが、提供できる場の発掘を行い、展開をしていく。地域の相談支援事業所をフォローしていくことで、実績のない指定一般相談支援事業所が新たに対応できるようにし、事業者・利用者共に増やせるようにする。また、「千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」と連携し、精神障害者の地域移行・地域定着を促進する。

### 4 地域自立支援協議会の運営

市(区)の障害福祉を推進するために最も要となる自立支援協議会の運営には、特に力を入れる必要があると考えている。自立支援協議会の構成員は、趣旨を理解し偏りがなく公正中立な者で構成する。各団体等からの推薦を含め検討する。出席率を常に確認し、協議会が地域に必要な提案等ができているかをチェックし、運営を行う。地域課題を明確化するため、アンケート調査やデータの整理等を行い、その解決方策について、構成員で協議し、障害福祉計画等への反映ができるようにする。



そのためには、本会の下に作業部会を設置(2階建て構造)にし、本会の場合での論点を明確化できるようにする。作業部会については、地域移行部会、権利擁護部会、医療的ケア部会、災害対策部会を想定している。新たな部会の設置や改変等についても運営を行いながら進めていく。これらを担える適切な構成員の見直しや拡充等を市と連携しながら進めていきたい。

## 5 権利擁護・虐待の防止

社会福祉協議会の権利擁護事業との連携、市の虐待防止センターとの連携を行い、常にできる限りの対応ができるよう備えておく。障害者基幹相談支援センター職員が虐待の第一発見者という場合も想定できるため、その際の緊急時の対応や手続き等について、あらかじめ市と協議し、虐待防止に関するマニュアルの作成を行い、備えておく。また、計画相談支援事業所での対応が難しいものについて共に対応に動き、多角的な視点で解決策を検討できるようにする。

当法人としては、緊急時のシェルターの用意があるため活用することも想定しておく。

千葉県弁護士会とソーシャルワーク系3団体、臨床心理士会で構成する「福祉と司法の連絡協議会」に積極的に参加し、連携を強化し、有事の際には協業する体制を構築する。自立支援協議会の中に権利擁護部会をつくることも目指す。

虐待防止学会への参画をし、虐待防止研修と啓発活動を行う。また、アドバイザーに弁護士を配置し、成年後見制度の利用促進や相談支援を行う。

## 令和2年度(2020年度)事業報告目次

### 内容 Contents

中央区障害者基幹相談支援センターのおもい	values _____	2
法人概要	_____	4
中央区障害者基幹相談支援センター概要	_____	6
運営方針	_____	7
I. 令和2年度事業報告～公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り～	_____	10
II. 組織体制	_____	11
1. 職員の状況	_____	11
2. 会議	_____	11
3. 研修	_____	12
III. 相談の分析	_____	13
1. 相談者について	_____	14
2. 支援内容について	_____	16
IV. 自立支援協議会のまとめ	_____	22
1. 中央区自立支援協議会の構成	_____	22
2. 各部会の詳細	_____	23

## I. 令和2年度事業報告～公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り～

- ・ 24時間365日、障害のある方などの総合相談窓口として相談支援を行いました。

- ・ 自立支援協議会の運営を行いました(※詳細後述)

地域部会・意見交換会のほかに地域移行部会、医療的ケア部会、災害対策部会、8050部会の作業部会を設置し、関係者と定期的な情報共有、意見交換を行いました。

- ・ 地域の相談支援事業所の支援を行いました。

ICT化支援として、メディカルケアステーションやラインワークスの活用方法を個別にお伝えし、タイムリーにつながれる体制を整え、他法人との情報共有を密にできるようにしました。毎月の意見交換会で定期的な情報共有、意見交換を行いました。

- ・ センターの広報啓発活動を行いました。

地域の相談支援事業所にパンフレットを配置したほか、ホームページを開設し、研修動画の掲載などを行いました。

- ・ 関係機関との連携体制を作りました。

ー地域包括支援センター:の管理者会議へ出席しました。

ー社会福祉協議会:コミュニティソーシャルワーカーと面談し、連絡方法等の確認を行い、いくつかの民児協の集まりにつなげていただきました。

ー各種学校等: 特別支援学校等との情報共有を始めました。

ー中央区高齢障害支援課障害支援班: 虐待ケースの対応、緊急時の対応、緊急時の支援が見込めない世帯についての対応について、常時連携できる体制を整えました。

ーその他関係機関: 各地域生活支援拠点、他区障害者基幹相談支援センター、中核相談支援センター、生活自立・仕事相談センター、千葉県発達障害者支援センター、地域定着支援センター、ハローワーク、中小企業同友会、県弁護士会、千葉市障害者相談センター等へ挨拶に伺い、適宜情報共有できる体制を整えました。

- ・ 虐待防止への取り組み

管理者が、虐待防止研修を受講し、また、サービス管理責任者研修と相談支援専門員の研修の講師として協力しました。

- ・ 地域移行の取り組み

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の事業と共に、精神障害のある方の地域移行支援、地域移行の広報啓発を行いました。

- ・ その他地域課題への取り組み

千葉市の各機関との連携会議を行う中で見えてきた課題をもとに、子どもの未来を考える会、難病連絡協議会を立ち上げました。

## II. 組織体制

### 1. 職員の状況

① 令和3年3月31日の職員の状況。

【資格内訳】社会福祉士 4名、精神保健福祉士 2名

相談支援専門員 3名(現任研修修了者2名、初任者研修修了者2名)

介護支援専門員 1名

医療的ケア児等支援者養成研修修了者 3名

強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)修了者 1名

千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研修修了者 1名

② 職員個別面談 年に2回実施 評価システム。

③ 資格取得の補助制度あり。

### 2. 会議

#### 内部会議

- ・ 基幹相談支援センター内部会議及びケース検討(毎日8時30分～9時)

#### 外部会議

- ・ 中央区地域部会 偶数月  
災害対策部会、医療的ケア部会、地域移行部会、8050部会 毎月
- ・ 中央区意見交換会 毎月
- ・ こどもの未来を考える会 2か月に1回程度
- ・ 千葉市運営事務局会議(11月・幹事 奇数月)
- ・ あんしんケア 多職種連携会議 適宜
- ・ キャリアセンター 虐待防止会議 3月
- ・ あんしんケアセンター、中央区高齢障害支援課、中央区基幹相談支援センター管理者会議 毎月
- ・ 千葉県自立支援協議会相談支援部会 適宜
- ・ 千葉県中核相談支援センター協議会会議 毎月
- ・ 千葉県相談支援事業協会 役員会 毎月
- ・ 日本相談支援専門員協会政策委員会 3か月に1回
- ・ 千葉市基幹相談支援センター管理者会議 毎月

## 3. 研修

- ・ 法人内管理者研修
- ・ 法人内全体研修(サポステ含む)
- ・ 医療観察法の研修(社会復帰調整官に依頼)
- ・ 千葉県主催虐待防止研修(管理者が受講)
- ・ 日本相談支援専門員協会: ネットワーク研修
- ・ リスクマネジメント研修
- ・ 管理者は毎月SV

## Ⅲ. 相談の分析

令和2年度に受けた個別相談の分析を行いました。毎月約40件の新規のご相談を受けて参りました。精神障害または精神障害があると思われる方のご相談が多かったです。

相談者の2/3がサービスを利用されていない方でした。相談内容のうち「サービスを使いたい」というニーズがはっきりしている場合、アセスメントの後に計画相談支援事業所、またはセルフプランでサービス事業所におつなぎして、基幹相談としては短期間で終結となる方が多いですが、場合によってはサービスの必要がなく終結することもあります。また、サービスを利用しており、既に計画相談支援事業所がついているものの、多くの問題を抱えているなどの支援困難者については、重層的な相談支援体制を組み、会議等を行い役割分担して計画相談をフォローし、短期間で一旦終結していることが多いです。

相談支援体制でいうと、計画相談支援事業所が地域に不足しており、サービスを利用開始するために一定の方はセルフプランになっており、今後もセルフプランは増加が見込まれる状況です(中央区の3月のセルフプランの暫定数は大人103名、児童36名)。「計画相談支援事業所数の不足」は一つの地域の課題ととらえられます。

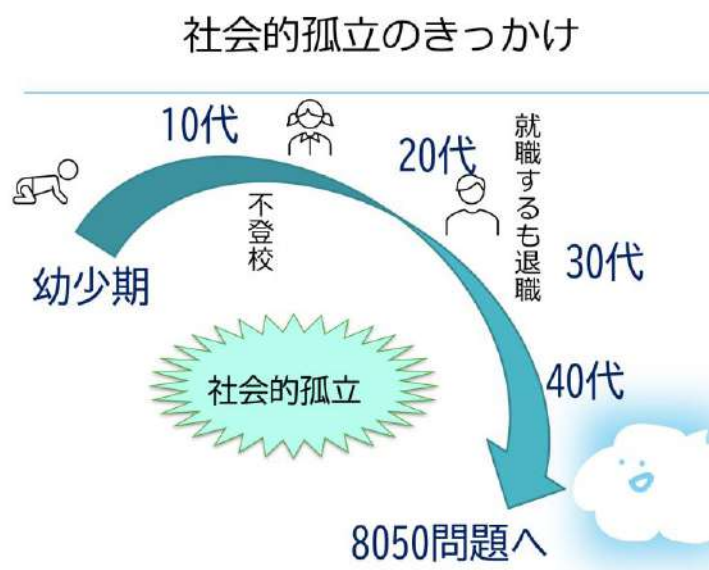
一方、長期間終結しないケースは、例えば、「まったくサービスを使ってこなかったが、親の高齢化(死亡)等でサービスのニーズが顕在化した」、「本人の困り感がなく、未受診(治療中断)で、時間をかけて医療に繋げていく必要がある」、「刑務所出所後の地域移行・地域定着支援」、「障害があるかどうかは分からないけれども支援が必要な方」のご相談が多いです。

あんしんケアセンターまたは民生委員さんからは、「ご本人は支援を希望していないが、こちらから見ると支援の必要性があると思える方」のご相談が多くありました。例えば、引きこもっていて、地域で暮らしていく力がない方について、本人からの発信が乏しいため、関係機関や民生委員等から連絡があり基幹相談に繋がったケースも多くありました。

いわゆる「8050問題」のご家庭については、例えば、「中流以上の家庭で経済的には困っていない。本人は未治療・治療中断等であっても親御さんがかばってきた。以前から社会的に孤立の状態であった。(家族しかつながりがなかった。)→親の高齢化や死亡で問題が顕在化したケース」が多かった

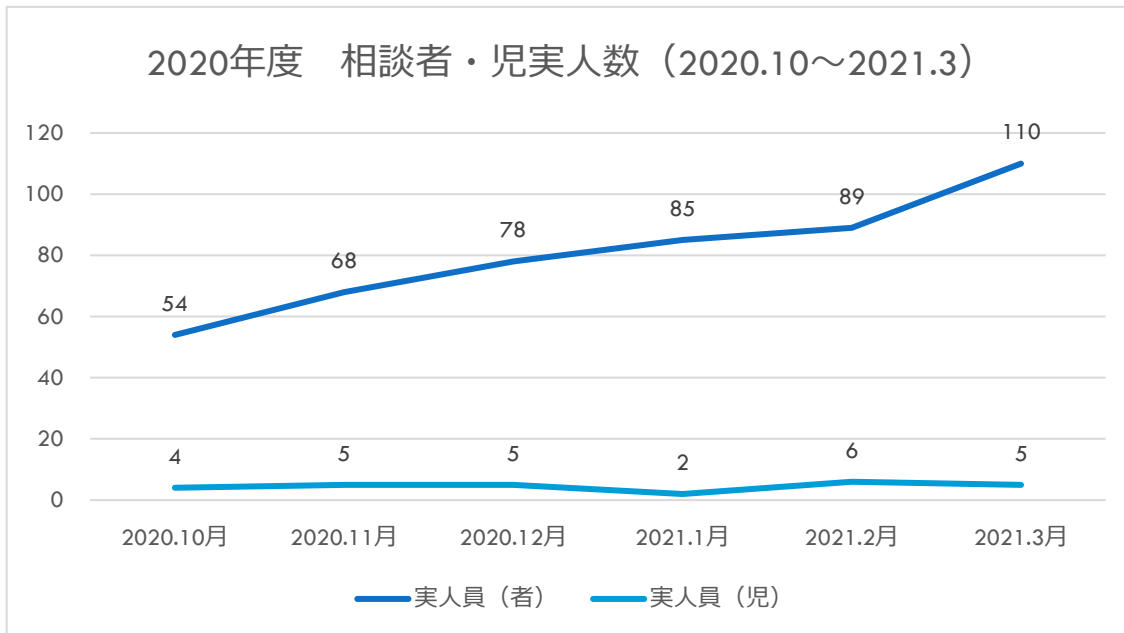
です。SOSも出せない状況で近隣の方から連絡が来るケースもいくつかあり、近隣の方が気付かなければ、命にもかかわる問題となると感じました。

また緊急相談では、DVや虐待等で家にいられなくなったケース等がありました。そういった場合、一時的な居所が必要になります。障害福祉サービスをそもそも使っていない方やサービスにつながるまでに時間がかかる方の住まいの場の必要性を感じております。そういう方はお金もないので、当法人の中のシェルター機能で賄いましたが、今後、地域に必要な資源と感じております。



## 1. 相談者について

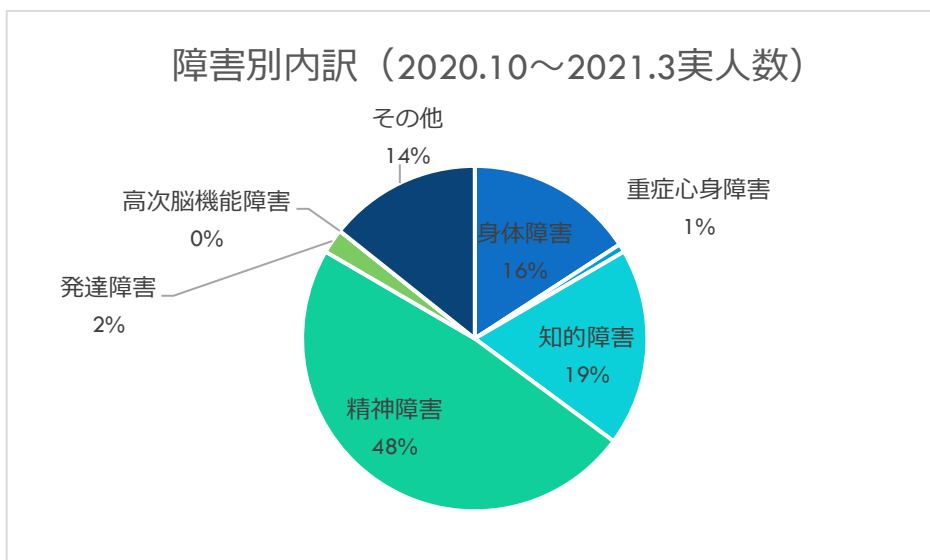
### 相談者の実人数



利用者・児の実人数は、開始当初の 58 名から、半年後には 115 名と倍増している。周知が図られてきていることと、関係機関との連携の結果として相談が増えていることがあると考えられる。

毎月の新規相談は約 40 件であった。

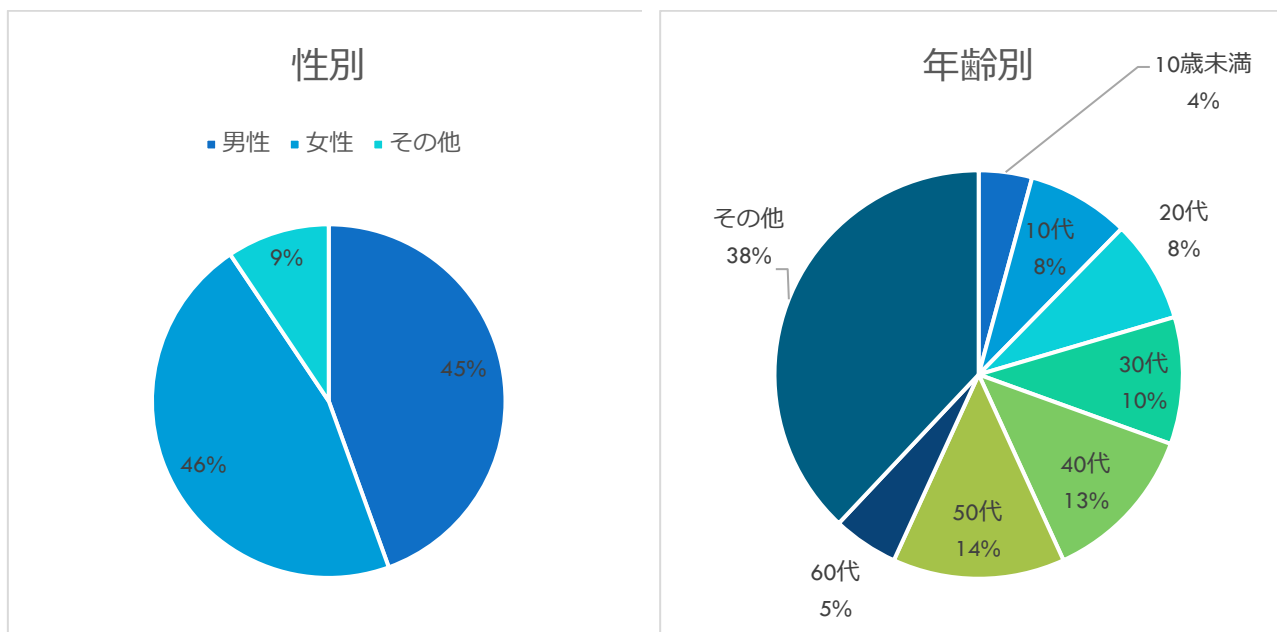
### 相談者の障害別内訳



障害別内訳をみると、精神障害が約半数を占めており、医療やサービスにつながりにくく地域社会で生きづらさを抱えながら生活されている方が一定数いる実態が浮き彫りになった。



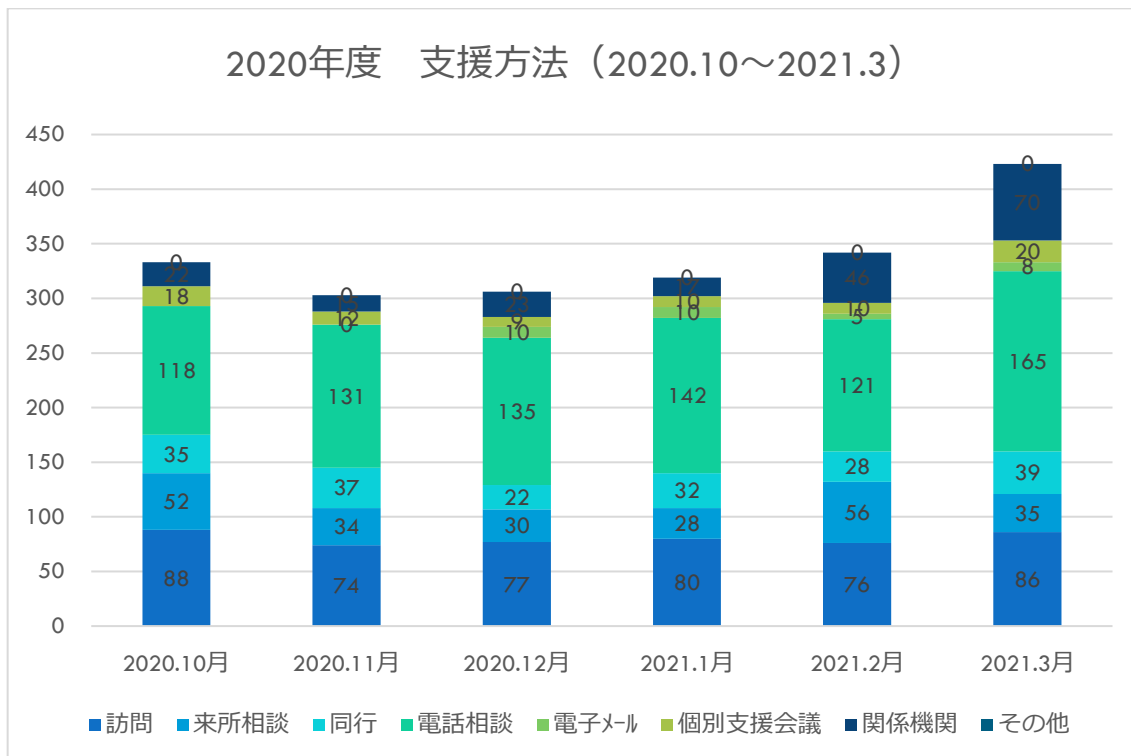
## 性別・年齢別内訳



性別は、男女約半数ずつであった。

年齢別は、30歳代～50歳代までが4割であった。「その他」38%については、1回限りの制度的な内容等の相談で、個人情報を詳細に取らない場合も多いためである。

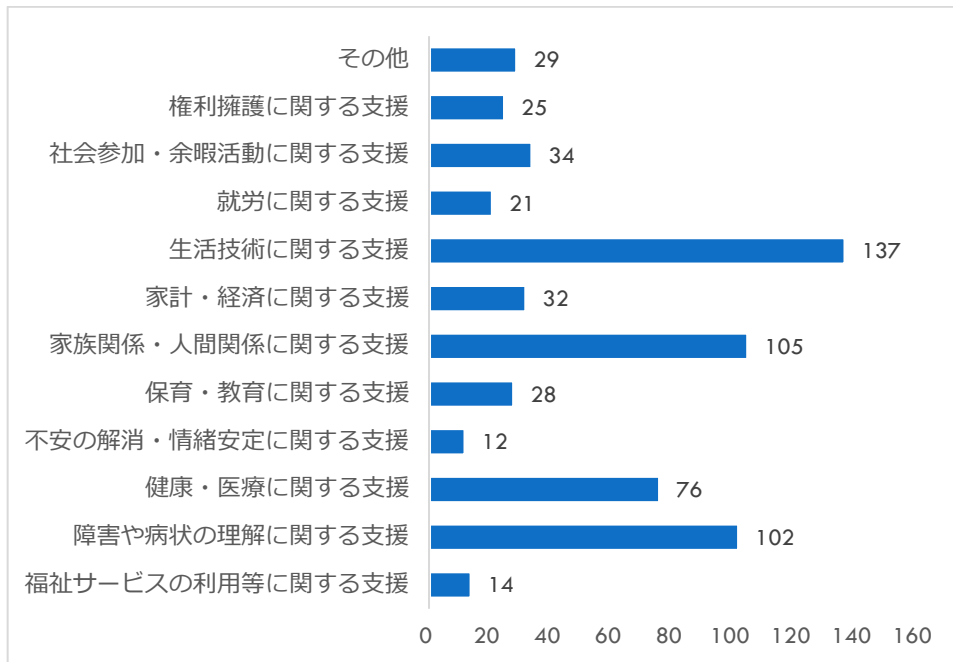
## 2. 支援内容について 支援方法別内訳



支援方法を見ると、訪問が月に70～80件代で推移している。ご本人からの直接の訴えでない場合もあるため、まず訪問し、状況を見て介入をすることも多くある。また、同行による支援の20～30件については病院への通院や行政への付き添い支援、DVや虐待等で逃げてきた方の生活を作るような支援も多くあった。

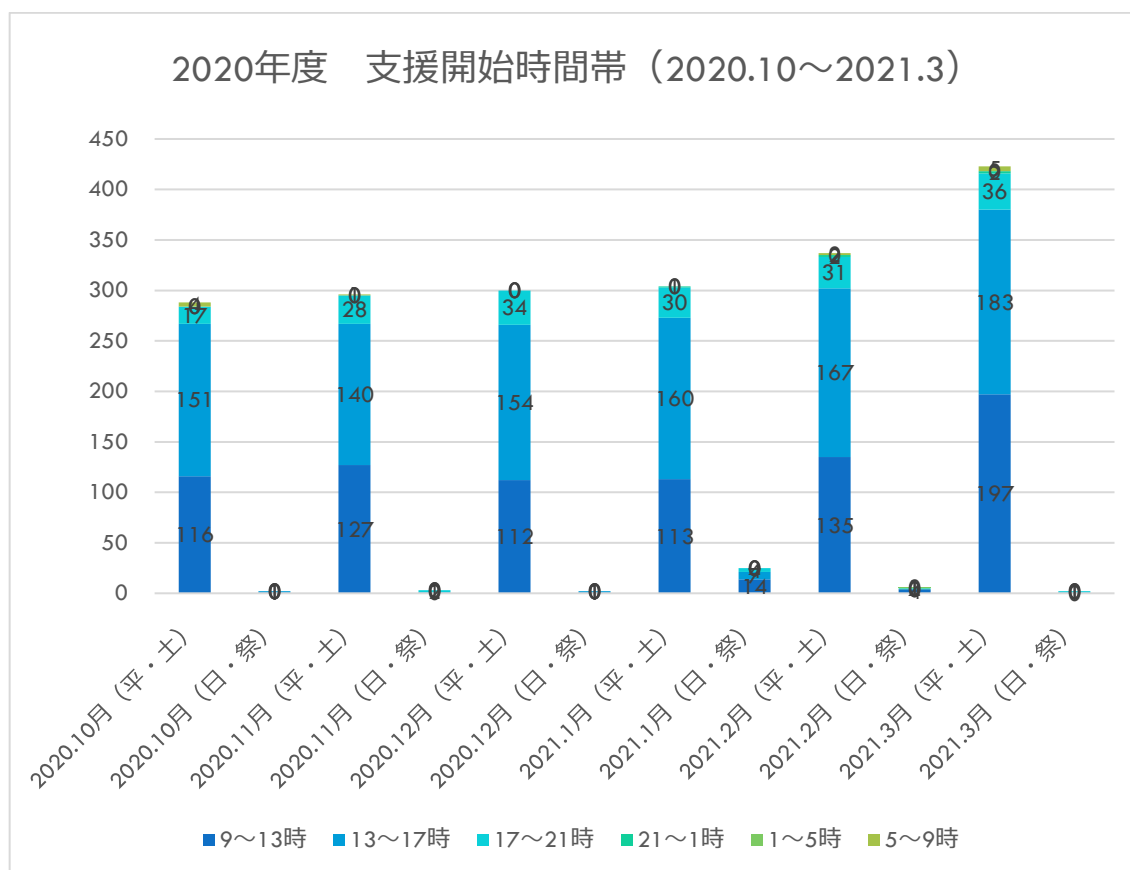
関係機関との会議については、緊急事態宣言中でもZOOM等の対応により行ってきた。計画相談支援がついているケースであっても、支援困難と思われるケースについては、一緒に検討をするような機会を設けてきた。一方、電話による情報提供等に対応し終結するケースも一定数いた。

## 支援内容別内訳



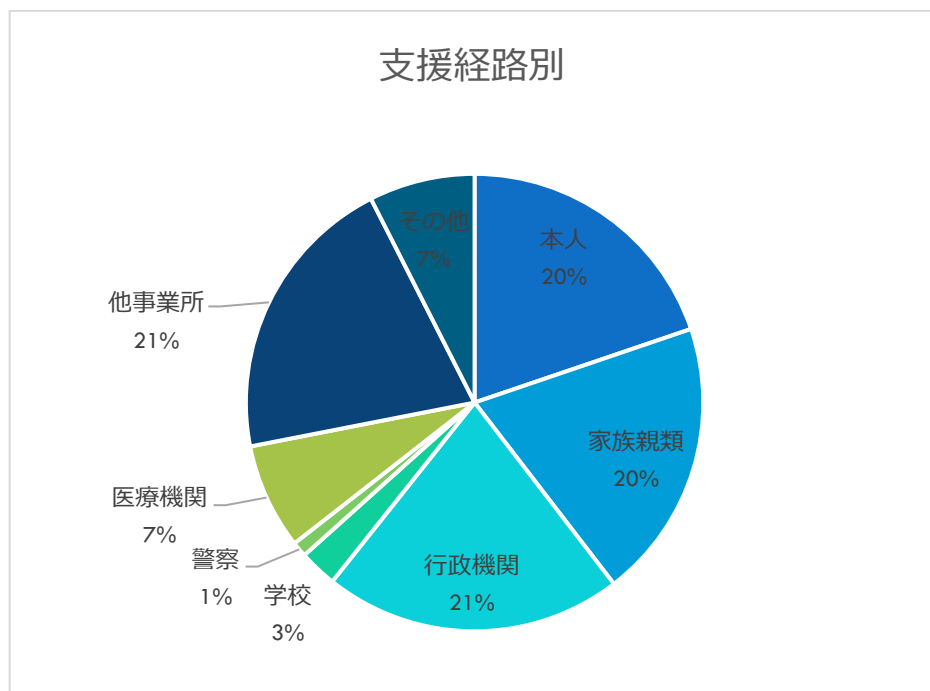
支援内容別内訳をみると、「生活技術」が最も多く、「家族関係・人間関係」「障害・病状」と続く。生きづらさやコミュニケーションの困難さ等の精神障害者が多く抱える課題が反映されていることがわかる。また、将来的に障害福祉サービスにつなげる支援が必要なことが明らかな場合も多い。そういった場合は、通院を重ね、自立支援医療等の申請を行う等をした上で、障害福祉サービスの申請を行うこととなった方が多かった。サービスにつながると相談支援やサービス事業所につながり一旦終結となる。障害福祉サービスの利用開始まではかなりの時間がかかり、半年近くかかっている方もいた。

## 支援開始時間帯別件数



支援開始時間帯別件数をみると、平日、土曜日の日中に大きなボリュームゾーンがある一方、17時以降の夜間等の相談も一定数あることがわかる。昼夜逆転の方や日中は仕事で電話できない方等の相談機会を確保することの重要性があらためてわかった。

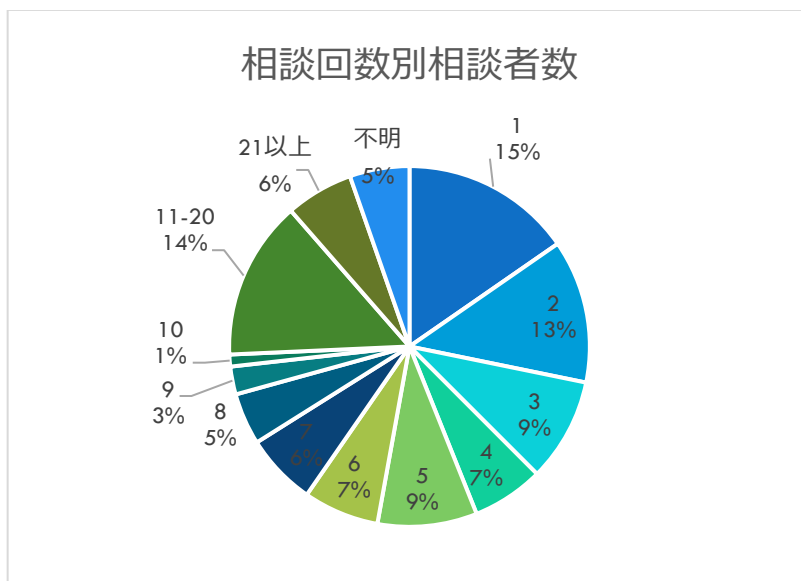
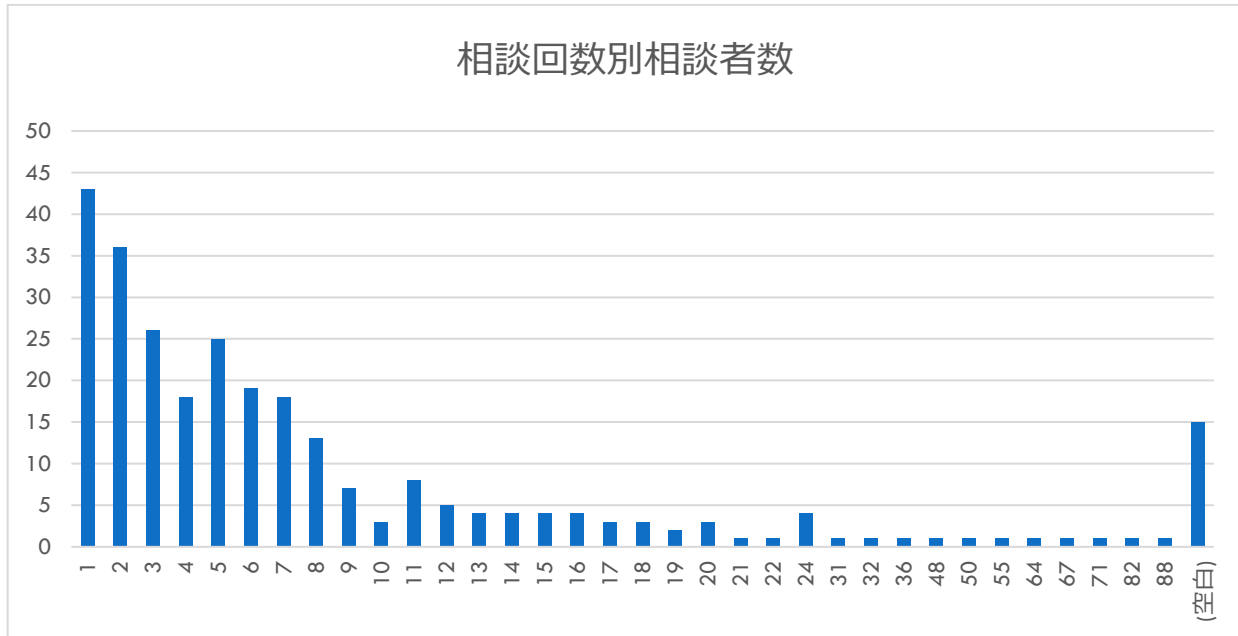
## 支援経路別内訳



支援経路別をみると、本人、家族親類、行政機関、他事業所が各約20%であり、医療機関、学校、警察と続く。この半年で警察ともつながりができ、相談経路の一つとなったことは、地域に役立てる一助となっていると感じた。また、本人がどこかで紹介を受けてきていることもあるが、そういった場合経路不明となる現状がある。

## 相談回数別相談者数

3月から相談している方がいるので相談回数が1回の方は若干多い。



相談回数別をみると、5回までで終結に至るケースが半数以上である一方、10回以上でも終結に至らないケースが一定数存在する。医療未受診で受診につながるまで長くなるケースや、障害福祉サービスにつながるまでに時間を要する方も多かった。刑務所出所者、サービスにつながりづらい方等について、伴走しながら支援を進めていく必要のある方々の存在が浮き彫りとなった。

数回で終わるような支援は短期間にお会いして、面談するようなことを重ねて終結になることが多い。主たるニーズが「サービスを利用したい」という場合であれば、アセスメントした上で計画相談支援

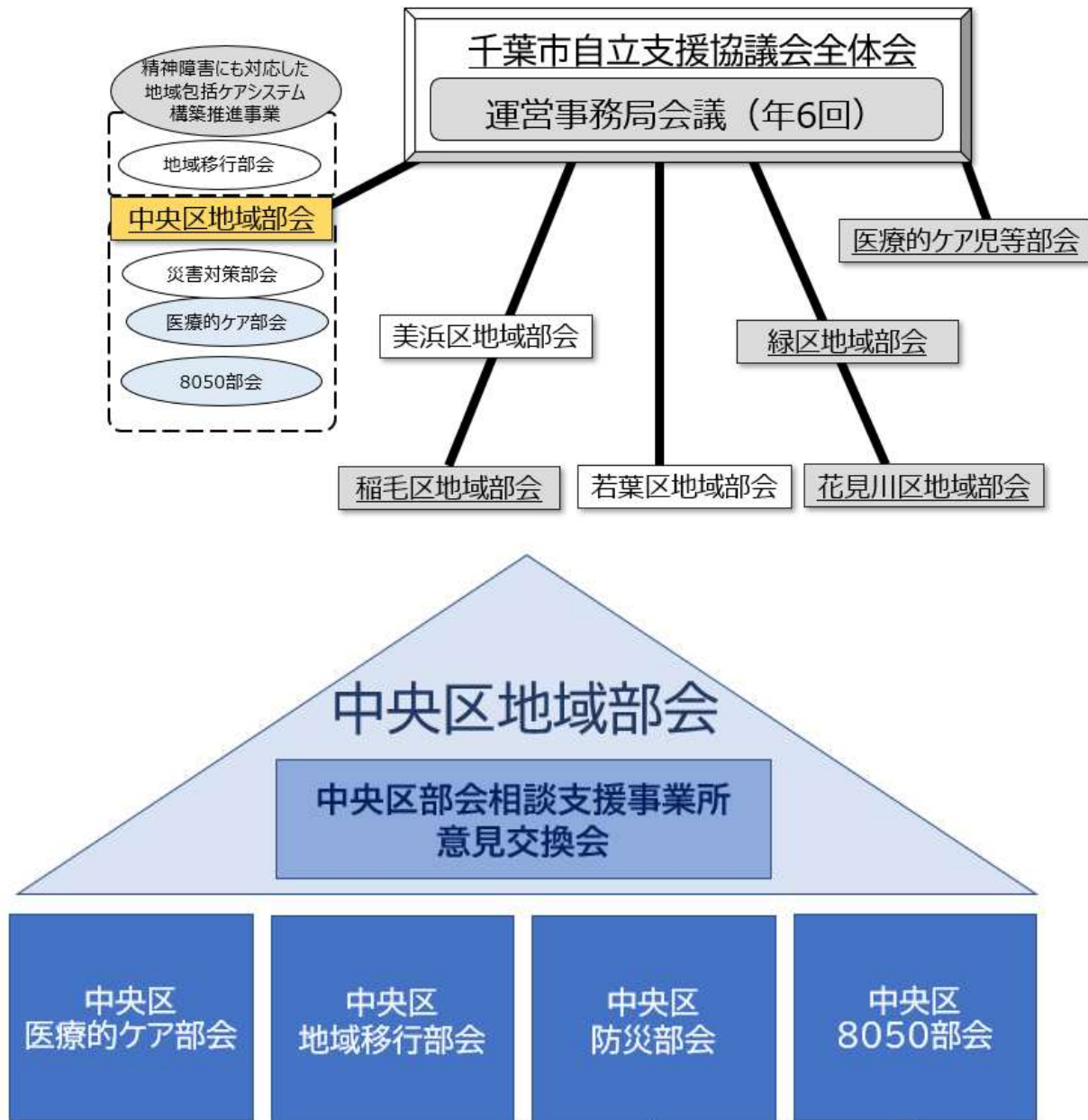
事業所またはサービス事業所につないで終結となるケースが多い。また支援困難ケースで重層的な支援が必要な時期もあるが、支援方針を会議で固めて、役割分担を行うことができればその時点で終結となるケースもあった。

長期に支援が必要なケースは、医療未受診の方の生活の調整、引きこもり、親御さんが高齢により支援が出来なくなり、サービスに繋げる必要が出てくる等であった。また、刑務所からの退所支援等が多くあり、刑務所との往復や帰来先探し等で支援のボリュームとしては大きいと感じた。



## IV. 自立支援協議会のまとめ

### 1. 中央区自立支援協議会の構成



全市の自立支援協議会運営事務局会議の下に中央区の地域部会があります。

中央区の地域部会の下に、地域移行部会・災害対策部会・医療的ケア部会・8050部会の4つの作業部会を設けました。

また、地域部会と並んで、相談支援事業所の意見交換会を行いました。

## 2. 各部会の詳細

### 医療的ケア部会

日程	10/21、11/13、12/9、1/21、2/18、3/17 16:30～17:30
行ったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアの方の課題等について共有</li> <li>・ 医療的ケアに関する事業所向け・学校向けアンケート</li> <li>・ 学校における医療的ケア児の抱える課題に関するアンケート</li> <li>・ 医療的ケア研修動画作成:新規事業所向け研修及びスキルアップ研修</li> </ul>
次年度に向けて	<p>学校向けアンケートからは、送迎に関する家族の負担、障害を抱える方の進路が限られている実態が見えてきた。また卒後の進路に困っている。</p> <p>引き受けてくれる事業所が無いという一方、事業所側のアンケートからは、そういうニーズが無いという認識のずれが見えた。こうした課題の解決に向けた具体的方策を考えていきたい。</p> <p>来年度、医療的ケアコーディネーターの方の参加を依頼したり、NICUの方へのチラシ作りなどを行っていきたい。</p>

### 8050部会

日程	10/21、11/13、12/9、1/21、2/18、3/17 13:30～15:00
行ったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あんしん、基幹相談支援センターが抱えている、対象領域を超える困難ケースの共有</li> <li>・ 地域にうもれているニーズを掘り起こすための広報啓発に関する検討</li> <li>・ アウトリーチ事例の共有・意見交換</li> <li>・ アンケートの実施(あんしんケアセンターと連携):区内のケアマネジャー対象に、8050問題と65歳問題(障害福祉サービスから介護サービスへの移行)についての課題集約を行った。</li> </ul>
次年度に向けて	<p>8050問題は、各支援機関が対象とする領域を超える複雑な問題が絡んでおり、連携体制と地域への啓発が必要。</p> <p>令和3年度は、中央区地域活性化事業と合わせて 8050 問題の啓発を行う機会をつくる。</p>

## 災害対策部会(令和3年度より防災部会)

日程 10/21、11/13、12/9、1/21、2/18、3/17 15:00~16:30

行ったこと

- ・障害を持つ方の非常時避難方法についての議論
- ・福祉避難所設置の流れの確認とその問題点について検討。
- ・一昨年台風被害の経験を踏まえ、呼吸器等非常時に電源が必要となる方の避難について、具体的に検討。
- ・当事者の協力を得て、個別防災計画のモニタリングを実施。結果について共有・意見交換を行った。

次年度に向けて 福祉避難所への避難方法を含めた個別防災対策のモデルプラン作成を目指し、地域活性化事業で地域住民の方を巻き込みながら行っていく。

## 地域移行部会

日程 10/22、12/8、2/16、3/2

行ったこと

- ・地域移行・地域定着支援の勉強会
- ・医療観察法の勉強会
- ・4区合同意見交換会と兼ねて、精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築推進事業
- ・行動障害の勉強会 稲毛区基幹相談と合同開催

次年度に向けて いわゆる支援困難者の地域移行について社会資源を作るために支援を広げていきたい。

## 意見交換会

日程	10/14、11/12、12/8、1/15、2/16(4区合同)、3/19 13:30~15:30
行ったこと	各回にテーマを設け、必要に応じて専門家をお呼びし、情報共有と意見交換を行った。 第2回「依存症について知る」 講師:千葉ダルク(薬物依存)、船橋北病院(アルコール依存) 第3回「今さら聞けないモニタリング」 講師:いなしきハートフルセンター施設長 横山基樹氏 第4回「社会資源について語り合おう」 第5回「精神障害のある方の疾患の理解、保健所との連携、当事者の思い」 講師:鎌取メンタルクリニック 西尾氏 千葉市精神保健福祉課 鈴木氏 当事者ピアサポーター 藤田氏 第6回「児童の相談支援のコツ」 講師:Bring up ちば子ども発達センター 小山恵美子氏
次年度に向けて	引き続き、区内相談支援事業所の意見を聞きながら適宜テーマを設け、情報共有と意見交換を行っていく。

## 地域部会

日程	10/28、12/23、2/22 10:00~12:00
行ったこと	各作業部会の議事録を共有しながら意見交換を行った。 そして、地域の課題や対応の提案について運営事務局会議に諮った。
次年度に向けて	引き続き、地域課題の集約の場としての役割を担っていく。